【様式９】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　長崎県

退院後支援計画の取扱いについて

○退院後に地域で自分らしい生活を安心して送れるよう、入院時から、行政機関が病院職員と協力して退院後の支援の計画を作成します。

○退院後は、関係機関とともに、計画に基づいて地域での生活をサポートします。

○計画の期間は、原則として退院してから６ヶ月です。

○計画を作成する際には、病院の職員や行政機関の職員、その他の支援者等で、退院後支援会議を開催します。会議に参加されない場合は、電話やメール等で連絡をすることがありますので、ご協力をお願いします。

○退院後に転居をされる場合は、本人の同意を得て、転居先の行政機関に作成した計画の内容や支援の経過をお知らせします。

○退院後支援の同意はいつでも撤回していただくことが可能としています。

○サービス等利用計画書等、障害者総合支援法や介護保険法に基づく各種計画を作成する場合は、退院後支援計画との整合性を図るよう努めてください。また、会議後に作成されたサービス等利用計画書の内容を、本人の同意を得た上で、追加資料として支援関係者と共有させていただきます。

○退院後支援計画に係る個人情報及び退院後支援会議で知り得た情報（計画の内容、支援の実施状況、本人の病状等）については、正当な理由なく漏らすことがないよう留意し、退院後支援以外の目的での使用はしないでください。

○退院後支援計画に係る資料は、計画に基づく支援終了後５年間の保存をお願いします。